

茨城工業高等専門学校インターンシップ実施要項

令和8年10月13日
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城工業高等専門学校における学生の企業等における就業体験（以下「インターンシップ」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 インターンシップは、学生が企業等における実習、研修等を体験することにより、産業界の技術及び動向に対する理解を深め、技術者として必要な資質を涵養するとともに、将来のキャリア形成及び進路選択に資することを目的とする。

(参加申請)

第3条 インターンシップの実施を希望する学生は、内容等を本科生にあっては学級担任、専攻科生にあってはコース主任に相談後、学生課に参加の申請をする。

(事前教育)

第4条 インターンシップに参加する学生（以下「実習生」という。）は、学校が開催するガイダンス等に参加して事前教育を受けるものとする。

(学級担任及びコース主任の業務)

第5条 学級担任及びコース主任は、次の各号に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 学生のインターンシップ申込の確認
- (2) 学生のインターンシップ実施状況の把握及び事故等、異常事態の対応及び報告

(期間及び実施時期)

第6条 インターンシップの期間は、原則として実働5日以上とする。

2 インターンシップの実施時期は、原則として夏季休業、冬季休業又は春季休業の期間中とする。

3 前2項の規定にかかわらず、単位認定を希望しない場合は、この限りでない。

(報告)

第7条 インターンシップによる単位認定を希望する実習生は、該当科目のシラバスを確認のうえ、次の各号に掲げる書類を学生課に提出する。

- (1) 単位認定申請書
- (2) インターンシップ実施日報
- (3) インターンシップ実施証明書（インターンシップ実施機関（以下「実習先」という。）が作成したもの）
- (4) インターンシップ実施アンケート

(単位認定)

第8条 インターンシップによる単位認定は、前条に定める書類に基づき、本科生にあっては教務委員会、専攻科生にあっては専攻科委員会において審議のうえ、認定する。

(本科生の企業実習の単位認定要件)

第9条 本科生については、次の各号の全てに該当する場合に、企業実習の単位を認定する。

- (1) 同一の実習先において、原則として実働5日以上インターンシップを実施していること。
- (2) インターンシップ実施証明書の総合評価が3以上であること。

(専攻科生の実務研修の単位認定要件)

第10条 専攻科生については、次の各号の全てに該当する場合に、実務研修の単位を認定する。

- (1) 同一の実習先において、原則として実働10日以上インターンシップを実施していること。
 - (2) インターンシップ実施証明書の総合評価が3以上であること。
- 2** 前項第1号の規定にかかわらず、専攻科生は、次の各号の全てに該当する場合に限り、複数の実習先における実働日数を合算することができる。
- (1) 各実習先において、実働5日以上インターンシップを実施していること。
 - (2) 各実習先が作成したインターンシップ実施証明書の総合評価が、それぞれ3以上であること。

(実習経費)

第11条 実習に関する経費は、原則として実習生の負担とする。

(保険等の加入)

第12条 実習生は、必ず傷害保険、賠償責任保険に加入する。

(事務)

第13条 インターンシップに関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、本科生にあっては教務委員会、専攻科生にあっては専攻科委員会において審議のうえ、決定する。

附 則 (令和8年10月13日制定)

- 1 この要項は、令和8年10月13日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 茨城工業高等専門学校企業実習実施要項（平成11年4月1日制定）は、廃止する。